

(電子メール施行)  
障支第1207号  
平成29年7月21日

就労継続支援A型事業者様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等  
に関する取扱い及び様式について

指定就労継続支援A型事業所(以下「事業所」という。)における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)の一部を改正する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第5号。以下「指定基準改正省令」という。)が平成29年2月9日に公布されるとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。)の一部改正通知を平成29年3月30日に発出されたところですが、指定基準の見直しに関する具体的な取扱い及び事業者指定に関する取扱い等について、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日付け障発第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により平成29年4月1日から適用されておりますので、ご承知願います。

については本県所管事業所における取扱いは下記の通りとしますのでご承知願います。

## 記

### 1 指定基準の見直しについて

#### (1) 指定基準第 191 条第 3 項に係る取扱い（就労継続支援 A 型計画の作成）

指定基準第 191 条第 3 項の趣旨を踏まえ、指定就労継続支援 A 型事業者は、平成 29 年 10 月末までに利用者(利用休止等により状況把握が困難な者を除く)全員分の就労継続支援 A 型計画（指定基準第 197 条に規定する就労継続支援 A 型計画をいう。以下同じ。）を別紙様式 1 を参考に作成してください。

なお、就労継続支援 A 型事業所が従前から計画を作成しており、以下の「記載が必要となる項目」が既に記載されている場合には、別紙様式 1 以外の様式としても差し支えありませんが、今後 1 年以内(平成 30 年 7 月末まで)に別紙様式 1 に準拠して様式を改めるようお願いします。

#### 「記載が必要となる主な項目」

- ・ 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- ・ 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- ・ 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

また、就労継続支援 A 型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、指定基準第 191 条第 3 項の趣旨に反していることから、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を行うことがあります。

#### (2) 指定基準第 192 条に係る取扱い（経営改善計画書の作成等）

指定基準改正省令の施行の際現に指定を受けている事業所（以下「既存事業所」という。）については、例年の通り平成 29 年度分のチェックリストを所管の県民局・県民センター監査指導担当課の指示により提出いただくこととしていますが、その後、定例の実地指導等を受けた際に、経営改善にかかる指摘が行われた事業所については、別紙様式 2-1, 2-2 の経営改善計画を提出していただきます。

その後、一定の猶予期間を経た後、指定基準第 192 条第 2 項に適合しているかどうか判定を行うことがあります。

なお、経営改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、経営改善計画書を作成しない場合や、当該計画書の記載内容に虚偽がある場合には、指定基準第 192 条第 2 項に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指

定の取り消し又は停止を行うことがあります。

また、経営改善計画の提出に至った指定就労継続支援A型事業所については、毎月の状況を半期ごとに県民局・県民センターを通じて、当課あて提出していただくこととなります。

### (3) 指定基準第196条の2に係る取扱い（運営規程）

指定基準第196条の2に規定する運営規程においては、平成29年4月から、主な生産活動の内容、利用者の労働時間、月給、日給又は時間給について記載が必要となっています。

既に指定済みの就労継続支援A型事業所についても、平成29年10月末までに改正するとともに、上記内容が記載された運営規程を、所管の県民局・県民センター監査指導担当課あてに提出してください。

## 2 指定就労継続支援A型事業所に係る情報公表について

指定就労継続支援A型事業所については、近年、急激な事業所の増加が認められるとともに、必ずしも事業趣旨に沿わない不適切な運営事例が指摘されていることを踏まえ、指定就労継続支援A型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、特に指定就労継続支援A型事業所に対しては、以下の情報を事業所のホームページで公表に努めてください。

- ① 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む）、  
就労支援事業 事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- ② 主な生産活動の内容
- ③ 平均月額賃金（工賃）

なお、貸借対照表や事業活動計算書などを含めたNPO法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用し、株式会社の監査役も同様とすることが望ましいとされています。

また、平成29年度においては、貸借対照表や事業活動計算書等を公表した就労継続支援A型事業所の数について、平成29年10月末及び平成30年4月末までに、県が集計し、国（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）への提出が必要とされていますので、本県においても別途調査します。